

特別区民税の賦課決定(税額の決定)や滞納処分(差押)について不服のある方は、区長に対して、文書により審査請求をすることができます。

手続きは、「審査請求書」を作成して、提出することになります。

1 主な処分に対する審査請求期間

	申 立 期 間
賦 課 決 定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押にかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
不動産等の 差 押	差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

2 取消訴訟の提起について

処分の取消しの訴えは、世田谷区を被告として、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起する必要があります。

次の①～③に該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起できます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ②処分やその執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき

内容の詳細は、納税通知書などの各文書に印刷または同封してありますので、ご確認ください。